

入札制度の一部を改正します。

大玉村では、国の追加経済対策等を受けて実施する「村総合経済対策基本方針」に基づき、地域産業の持続的発展と雇用の確保、適正価格での契約の推進を図るため、従来の条件付一般競争入札の一部を改正いたしました。

内容を熟知のうえ、入札参加されますようお願いいたします。

改正の要旨

1 工種及び予定価格ごとの資格要件、地域要件の見直しをします。

評点及び所在地が、工事の種別及び予定価格の区分ごとに要綱別表第1及び第2で定めていますが、当分の間、入札等検討委員会で協議のうえ、その都度範囲を定めます。

2 手持ち工事件数は工種に関係なく3件とします。

工種、金額に関係なく、条件付一般競争入札対象工事の手持ち工事は3件とします。

3 低入札価格調査制度を取り入れます。

調査基準価格を下回った場合は、最も低い価格の入札であっても落札者とはならない制度です。この調査基準価格及び予定価格は非公表となります。

4 施行は8月1日以降の入札から適用します。

7月までの手持ち件数はカウントしません。

問い合わせ先：大玉村役場企画財政課財政係